

## 一般社団法人 兵庫県警備業協会設立趣意書

我が国における警備業は、昭和37年に民間の自主防犯を代表する安全産業として誕生し、その後、社会的需要の増大を背景に年々発展を続け、県内においても業者数600社、警備員20,000余名を有する産業に成長し、今日に至っているのであります。

この間、昭和45年4月に県内の警備業者有志14社が集まり「兵庫県警備業懇話会」を結成して以来、昭和47年4月に「兵庫県警備会社連絡協議会」、昭和52年12月に「兵庫県警備業協会」と改称し、県下の警備業の急速な増加に対応して業界の健全な発展と警備員の資質の向上を図り、警備業務を通じて多発する犯罪の防犯的見地から社会公共の安全確保に寄与せんと努めてきたものであります。現在では、加盟会員340社へと成長しており、本協会の責務は誠に重大なものがあります。

ところで、我が国の犯罪は、近年における社会構造の変化に伴い、地域社会が有する法秩序維持の基盤が脆弱化する中であって、刑法犯の認知件数が平成14年をピークに連続8年減少し、数値上、治安は回復傾向にあるものの、殺人強盗等の凶悪犯罪や振り込め詐欺等市民生活を脅かす事件が多発するなど、体感治安は必ずしも数値程回復していない状況にあります。

このような厳しい治安情勢の中にあつて、高層ビル、地下街、ショッピングセンターの増加等著しい都市構造の変貌により、本業界が担う金融関係警備、施設警備、交通誘導警備等の防犯・防災警備は、単に依頼者の生命、財産の保護にとどまらず、広く国民の自主防犯活動を補完・代行する生活安全産業と位置付けられるなど、警備業は、社会的に公共性が極めて高いものと認識され、その使命はますます重大なものとなってきているのであります。

したがって、このような重大な使命を達成するため、本協会を充実強化し、業界が一体となった青色防犯パトロールの積極的な推進等強力な取組みにより、地域住民の自主防犯意識の向上を図るとともに、高度な技術の習得、法的知識や精神面等に重点をおいた教育訓練を徹底するなど警備業務の適正な運営を確保し、もって社会公共の安全に寄与してまいりたいと考えるのであります。

このため、現在の「社団法人兵庫県警備業協会」を発展的に解消し、新たに「一般社団法人兵庫県警備業協会」を設立しようとするものであります。